

宇部市水道局被服貸与規程

令和四年四月一日

水道事業管理規程第四十五号

(趣旨)

第一条 この規程は、水道局職員（平成二十六年四月一日以降に宇部市から出向した職員（以下「出向職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の被服の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第二条 被服の種類、貸与期間及び貸与を受けることができる職員の範囲は、別表のとおりとする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めるときは、貸与期間を短縮し、又は延長することができる。

(貸与の基準)

第三条 被服は新たに職員となった者には新規に、従来から貸与を受けていた者には貸与期間満了の際、現品をもって貸与する。

2 貸与期間の計算は月による。

(着用期間)

第四条 被服の着用期間は、おおむね次のとおりとする。

一 夏服 六月一日から九月三十日まで

二 冬服 十月一日から五月三十一日まで

(着用の義務)

第五条 被服の貸与を受けた職員は、勤務中着用しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(貸与品の管理)

第六条 貸与被服はその使用及び保管に注意し、その補修は貸与を受けた職員が行わなければならない。

(亡失等による弁償)

第七条 貸与被服を自己の怠慢又は不注意によって亡失、き損し、又は盗難にあった場合は、文書をもって速かに所属長に届出て、管理者の定める相当額の代価を弁償しなければならない。この場合、天災その他やむを得ない事情によるものと認めるときは弁償させないことができる。

(貸与品の返納)

第八条 被服の貸与を受けた職員が次の各号の一に該当する場合には、貸与被服を返納しなければならない。

- 一 配置転換を命ぜられたとき。（同じ貸与範囲の職種へ配置転換された場合を除く。）
- 二 退職するとき。
- 三 死亡したとき。

2 前項の規定にかかわらず、本人の希望により時価をもって払下げることができる。

(その他)

第九条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が定める。

別表（第2条関係）

種 別		貸与期間	貸 与 範 囲
夏 作 業 服	上	2 年	現業技術員、交替制 現業調査員、収納指導員
		3 年	上記以外の職員
	下	2 年	現業技術員、交替制 現業調査員、収納指導員
		3 年	上記以外の職員
冬 作 業 服	上	2 年	現業技術員、交替制 現業調査員、収納指導員
		3 年	上記以外の職員
	下	2 年	現業技術員、交替制、現業調査員 収納指導員、水質係
		3 年	上記以外の職員
帽 子	3 年	現業技術員、交替制、現業調査員 収納指導員、水質係	
	5 年	上記以外の職員	
その他		1 水質係については、白衣を損耗の程度により適時貸与する。 2 職務上特に必要な場合には、必要に応じ貸与する。 3 臨時職員については、必要に応じ貸与する。	

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 宇部市上下水道局被服貸与規程の廃止
（宇部市上下水道局被服貸与規程の廃止）
（経過措置）
- 3 この規程の施行前に宇部市上下水道局被服貸与規程の規定により貸与を受けた被服については、第二条の規定による貸与を受けた被服とみなし、その期間は通算する。